

うと 福祉だより

○この広報紙にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行

熊本県宇土市浦田町44番地

宇土市福祉センター内

社会福祉法人宇土市社会福祉協議会

☎0964-23-3756

E-mail:utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp

URL:<http://www.utoshakyou.jp/>

印刷 敷島印刷株式会社

 この冊子は環境保護印刷の
水なし印刷で印刷しています。



宇土市福祉ボランティア連絡協議会設立総会



会議に先立ち宇土市社会福祉協議会 元松会長(宇土市長)が、「市社協では、主要事業のひとつにボランティア活動の推進を掲げて、その一環として宇土市に福祉ボランティア連絡協議会の立ち上げを検討し、本日の設立総会を迎えます。これから、ボランティア団体や個人の皆さんのが、相互の交流等幅広く活動できればと思います。」などとあいさつを述べました。

この後の設立総会では、提案された会則や平成26年度事業計画・收支予算が承認され、また役員選出では会長に井上秋利さん(友愛訪問ボランティア代表)、副会長に山下八郎さん(宇土市民生委員児童委員連絡協議会会长)、紫垣洋さん(社団法人宇城青年会議所理事長)の2人が選出されましたほか、会則により各グループの代表者が、監事または顧問を務めることになりました。

今後は、グループ相互の連携をとりながら、新しい活動にも積極的に取り組んでいく予定です。総会後の記念講演では、阿蘇市社協の山本由紀子さんが、「阿蘇市災害ボランティアセンターの運営を通して皆さんにお伝えしたいこと!」題して平成24年7月の九州北部豪雨災害時のことや被災者の復旧支援に一万人をはるかに超える熊本県内外のボランティアの皆さんのが来て一緒に頑張ったこと等の講演がありました。上記の写真は、総会で熱心に審議をされる会員の皆さん。下

総会(参加者76名)が10月30日(木)に市福祉センター会議室で行われ、会員はボランティア活動への意欲を新たにしました。この協議会は、ボランティアグループ相互の理解と認識を深め、自主的な交流活動並びにボランティアの拡充に努めることを目的としています。

日常金銭管理に

自信が持てない方々を支援

◎地域福祉権利擁護事業◎

宇土市社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業(認知症の高齢者や知的・精神的な障がない方が持てない方々を手助けするためのサービス)を実施中です。

判断能力が不十分であり、日常生活に不安のある方、地域福祉権利擁護事業を利用してみませんか。

●ホームヘルパーやデイサービスなど、福祉サービスを利用したいが、相談する人がいない。

●年金や生活保護費などをすぐ使い切ってしまう。また、そのためには公共料金や家賃を支払えなくなってしまう。

●介護保険や年金などの通知やその他の郵便物が来ても、内容がよくわからない。また、手続きがわからず。

●物忘れなどで通帳などをどこ

手続き

●福祉サービス利用料の支払い

●住宅改修、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きの援助

問合せ先

市社協 ☎ 3756

②日常的な金銭管理(金融機関での手続き、お金のお届けなど)
例えは

●年金及び福祉手当などの受領に必要な手続き

●医療費や公共料金などの支払い手続き

●支出に伴う預貯金の払い戻し、解約、入金等の手続き

●③大切な書類などの預かり
例えは

●①福祉サービスを利用したり、やめたりすることなど
例えは

●対して、生活支援員がご家庭などを訪問して相談に応じ援助します。

●福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き

●預貯金通帳、年金証書、権利証、保険証書、印鑑(実印、銀行印)、その他必要と認められる書類

●「契約」により、社会福祉協議会が責任を持って手続きや支払いの代行などを行います。

利用料

相談は無料ですが、生活支援員による援助を受けた場合、1回1時間あたり0円～900円です。(1時間を超えた場合は、30分毎に加算があります。)

生活困窮者総合相談

経済的な問題やお仕事のこと、生活上の困りごとなどについてご相談をお受けし、地域で安心した生活が送れるようご本人に必要な支援を行います。

(この事業は「生活困窮者自立相談支援モデル事業」として、宇土市から宇土市社会福祉協議会が委託を受け、本年6月から実施しています)

~対象となる方とその支援のかたち~

宇土市在住の方で、現在、いろいろな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に脱出できるよう、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。

相談受付：宇土市社会福祉協議会 ☎ 23-3756
開設時間：月～金曜日 9時～17時(年末年始休み)
問合せ先：福祉課生活支援係 ☎ 22-1111

相談は無料です。
お気軽にご相談下さい。

生活福祉資金(教育支援資金)貸付条件一覧

資金の種類	内 容	限 度 額
教育支援資金	高校、大学または高専に就学するために必要な経費 (高校には専修学校高等課程を含む、短大には専修学校専門課程を含む)	(高校) 月額35,000円以内
		(高専) 月額60,000円以内
		(短大) 月額60,000円以内
		(大学) 月額65,000円以内
就学支度費	高校、大学、高専の入学に際し必要な経費	500,000円以内

*償還期間は10年以内で無利子です。
(但し、延滞利子は、延滞元金につき10.75%徴収します。)

無利子の貸付 教育支援 資金 受付中



市社会福祉協議会では、生活福祉資金(教育支援資金)の申し込みを受け付けています。貸付の対象は、現在宇土市内に居住し、高校や大学などに進学を希望しているが低所得であり、他からの融資(母子福祉資金等)が受けられず進学が困難な方。

教育支援費の借入申込書の受理期間は、平成27年3月31日です。それ以降の申し込み分については、貸付の決定及びに貸付金の交付が遅れることがあります。なお、就学支度費の申込〆切は2月26日です。詳しくは、☎(03)3756まで。



貸付問答

問 教育支援資金は、どういったことに利用できますか。	答 高校・高等専門学校・短大・大学等の授業料や入学のときの教材・力バン・制服・靴などの購入に利用できます。
問 貸付対象となる低所得世帯とは、どう定めてありますか。	答 おおむね市民税非課税程度と定めています。なお地域には消費生活水準に格差があるため弾力的な運用がなされています。
問 教育支援資金は兄弟姉妹で借りられますか。	答 同一世帯に属する2人以上の就学者の必要経費として、それぞれが申請できます。
問 高等学校において、教育支援資金を借り受けた後大学に進学する場合、再度申請ができますか。	答 再度申請ができます。ただし高校・大学それぞれ一件として取り扱い致します。

貸付金額計算例(目安)

- ①高校への進学の場合
 $35,000\text{円} \times 36\text{ヶ月} + 500,000\text{円} = 1,760,000\text{円}\text{以内}$
- ②高専への進学の場合
 $60,000\text{円} \times 60\text{ヶ月} + 500,000\text{円} = 4,100,000\text{円}\text{以内}$
- ③短大への進学の場合
 $60,000\text{円} \times 24\text{ヶ月} + 500,000\text{円} = 1,940,000\text{円}\text{以内}$
- ④大学への進学の場合
 $65,000\text{円} \times 48\text{ヶ月} + 500,000\text{円} = 3,620,000\text{円}\text{以内}$

但し、経費内訳書(大学・学校等の経費の分かるパンフレットの写し等)が添付書類として必要です。なお進学した学校で、後日、日本学生支援機構の奨学金等の申し込みが貸付条件となります。

うと福祉だより

ずっと自宅で暮らしたい

そんな願いを応援します

居宅介護サービスセンター

宇土市社会福祉協議会居宅介護サービスセンターでは、介護保険事業、障害者自立支援事業に取り組み、利用者の皆さんのが地域の中で安心して生活できるようにお手伝いをしています。

「ヘルパーさんを利用したい！」、「障がいがあつても外出したい！」など、ご要望にお応えします。まずはお気軽に問い合わせください。



介護保険事業

●居宅介護支援サービス

介護保険サービス（ホームヘルパー・デイサービス等）を利用するためには、手続きが必要です。ケアマネジャー（介護支援専門員）が介護サービスの作

成や介護の相談をお受けします。また、介護保険申請の代行も行っています。【相談無料】

●訪問介護サービス

ホームヘルパーがお宅を訪問して要介護の方に身体介護（食事や入浴の介助）、生活援助（買物・掃除・調理・洗濯）などをています。

●障害者自立支援事業

【障害福祉サービス受給者証をお持ちの方】
【障害福祉サービス受給者証をお持ちの方】

身体介護（食事や入浴の介護）、生活援助（買物・掃除・調理・洗濯）などを行います。

●問合せ先

市社協

☎(23)3756

●退職金

規程により支給

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格
給与	月額141,900円
期末手当	夏期1.0ヶ月 冬期1.5ヶ月
●問合せ先	市社協

募集人員	資格

<tbl_r cells="

宇土市消費生活センター（無料）
悪質な訪問販売、架空請求や
多重債務に関する悩み等、お気軽
にご相談下さい。消費生活相
談員が無料で相談に応じます。
こちらの相談窓口で対応でき
ない相談は、より専門的な相談
機関を紹介します。

**お気軽にご利用ください
さまざまなお問い合わせ窓口**

社会福祉協議会では、愛訪問事業を行つており一人暮らしの高齢の方々に喜ばれております。

友愛訪問事業
あなたの安全を
見守ります！

回数は週1回、乳酸菌飲料クロレラ2本をボランティア・民生委員の手で配付し同時に一声かけたり世間話をしたりも致します。

70歳以上の人暮らしの高齢者の方は、気軽に申し込み下さい。
希望される場合は、地域の民生委員か社会福祉協議会まで!
料金は、無料です。
なお、老人センター等の福祉施設へ週に1回以上行かれている方は、事業の目的上、ご遠慮いただいております。

場所 市役所別館（旧勤労青年ホーミー）1階消費生活センター

相談方法 直接来られるか、電話相談も可です。

※個人情報は厳守します。

☎(22)11111（内線2323）

「消費生活相談員の派遣」

内容 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者トラブルの事例、解決の方法、契約

日時 第4木曜日 午後1時（
4時（電話相談はできません）
※要電話予約
場所 市役所別館（旧勤労青年会
年ホール）1階消費生活センター
※個人情報は厳守します。
問合せ先 市商工観光課
（内線2209）

の基礎について講演します。
講師 消費生活相談員
講師料は無料です。

(秘密厳守)

相談無料

宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは毎日、市民の方々のいろいろな相談を受け付けています。お気軽にご相談下さい。※なお相談に関係する書類をご持参下さい。

●電話での相談は

☎ 23-3757(代)

(※電話でのご相談を受けられない場合もあります。)

●ファックスでの相談は

FAX 22-4971

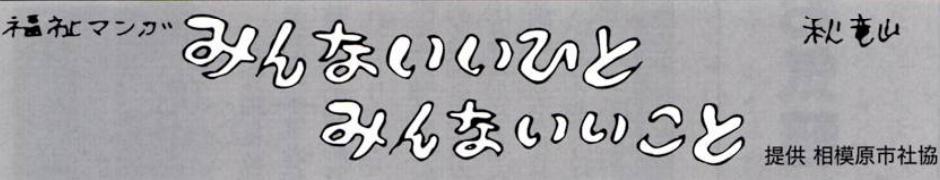
○ふれあい福祉相談員

(10:00~15:00)

月曜 西村 敬司
火曜 橋本 典子
水曜 宮迫 亮平
木曜 野村 敏子
金曜 木道 紗一

○専門相談員

- ・家庭相談(月・火・木曜日の8:30~17:00)太田 龍生
 - ・婦人相談(月・水・金曜日の8:30~17:00)黒田須美子
 - ・法律相談(第3金曜日の13:00~16:00)荻迫 光洋弁護士
(受付時間は12:30~15:30まで)受付順8名まで
 - ・成年後見相談(第1金曜日の13:00~16:00)熊本県司法書士会
(祝日の場合は休み)
 - ・不動産相談(完全予約)熊本県宅地建物取引業協会宇城支部
 - ・年金相談(第1・第3木曜日10:00~15:00)熊本東年金事務所
(予約先:☎096-367-2503)
 - ・行政相談(第2・第4水曜日10:00~15:00)行政相談員
 - ・介護相談(予約制)介護福祉士・介護支援専門員
 - ・権利擁護事業相談(毎週火曜日10:00~15:00)井上 秋利
(祝日の場合は休み)
 - ・生活困窮者総合相談(月~金曜日の9:00~17:00)相談支援員



ふくしがわかるクイズ

パート89

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入の上、ご応募下さい。

①去る10月30日に、ボラン

ティアグループ相互の理解と認識を深め、自主的な交流活動並びにボランティアの拡充に努めることを目的に、ある協議会が設立されました。さ

②宇土ふれあい福祉相談所では、毎日市民の方々のいろんな相談を受け付けています。

A 成年後見相談
B ありのままで相談
C 青年後悔相談

11月下旬、阿蘇中岳が噴火を起こした。19年ぶりに噴石が確認され、降灰は火口東側へ約40キロの広い範囲で広がつていついて、非常に心配であるとのこと。今後の動きについて、非常に心配であるが、いつ発生するかわからぬ災害から、少しでも被害を減らすため、常日頃から十分注意していくものだ。

編集後記

11月下旬、阿蘇中岳が噴火を起こした。19年ぶりに噴石が確認され、降灰は火口東側へ約40キロの広い範囲で広がつていついて、非常に心配であるが、いつ発生するかわからぬ災害から、少しでも被害を減らすため、常日頃から十分注意していくものだ。

てその協議会の名称で正しいのは、次のどれでしょうか。

さて、この専門相談の中で熊本県司法書士会がボランティアで相談を受けていますが、その相談の名称で正しいのは次のどれでしょうか。

(応募方法)

官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492宇土市浦田町44番地

市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せ下さい。

全問正解者の中から抽選で

10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。

〆切は1月15日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①-B、②-Aでした。)